

## 富山県輸出重点3品目等PR映像貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が所有する輸出重点3品目（コメ及びコメの加工品、日本酒並びに水産物及び水産物加工品をいう。）等を広報する映像が記録された媒体（以下「輸出PR映像」という。）を県民等に貸し出すことにより、県産の農林水産物及び農林水産加工物の輸出の促進を図ることを目的とする。

(輸出PR映像の貸出し)

第2条 県は、次のいずれかの取組みに輸出PR映像を使用しようとする者に対し、これを貸し出すことができるものとする。

- (1) 県産の農林水産物又は農林水産加工物の輸出の促進に資する取組み
- (2) 前号に掲げるもののほか、県産の農林水産物又は農林水産加工物の販路又は消費の拡大に資する取組み

(貸出しの対象となる媒体)

第3条 前条の規定により県が貸し出すことができる輸出PR映像は、次のとおりとする。

- (1) DVD
- (2) ブルーレイディスク

(貸出しの申請等)

第4条 県から輸出PR映像の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、富山県輸出重点3品目等PR映像貸出申請書（様式第1号）を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認には、輸出PR映像の適正な使用を確保するため必要な条件を付することができるものとする。

(貸出しの制限)

第5条 県は、次のいずれかに該当する場合は、輸出PR映像の貸出しを行わないものとする。

- (1) 前条の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が、第2条各号に掲げる取組み以外の取組みに輸出PR映像を使用しようとする場合
- (2) 申請者が、次のいずれかに該当する場合
  - ア 取締役等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人その他の団体である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 取締役等が自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、予定されている使用の態様等により輸出PR映像の貸出しを行うことが適当でないと認められる場合

(貸出しを受けた者の責務等)

第6条 輸出PR映像の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 善良なる管理者の注意をもって、輸出PR映像を管理すること。

(2) 申請した用途以外に、輸出PR映像を使用しないこと。

(3) 輸出PR映像の複製、加工、譲渡又は転貸をしないこと。ただし、あらかじめ県の承認を受けたときは、この限りでない。

(4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することに使用しないこと。

(5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することに使用しないこと。

(6) 輸出PR映像を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、直ちに県にその旨を報告し、その指示に従うこと。

(7) 県から輸出PR映像の返却等の指示を受けたときは、これに従うこと。

2 前項第3号ただし書の規定により輸出PR映像の複製、加工、譲渡、又は転貸をしようとする者は、県が別に定めるところにより申請し、同号ただし書の承認を受けるものとする。

(貸出料)

第7条 輸出PR映像の貸出しは、無償とする。

(輸出PR映像の返却)

第8条 使用者は、県が指定する期日までに、富山県輸出重点3品目等PR映像使用報告書（様式第2号）を添えて、貸出しを受けた輸出PR映像を返却するものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、輸出PR映像の貸出しに関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和元年7月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

富山県輸出重点3品目等PR映像貸出申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名〕

次のとおり輸出PR映像の貸出しを受けたいので、富山県輸出重点3品目等PR映像貸出要綱第4条第1項の規定により申請します。

貸出しを受けたい輸出PR映像		
貸出しを受けたい理由		
貸出しを受けたい期間		
使用する期日		
使用する場所		
使用する行事、 事業等の名称及 びその概要	名 称 概 要	
使用方法		
視聴予定者数		
事務担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

備考 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第8条関係）

富山県輸出重点3品目等PR映像使用報告書

年 月 日

富山県知事

殿

住所

報告者 氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名〕

次のとおり輸出PR映像を使用したので、富山県輸出重点3品目等PR映像貸出要綱第8条の規定により報告します。

輸出PR映像の返却日	
貸出しを受けた輸出PR映像	
使用した期日	
使用した場所	
使用した行事、事業等の名称及びその概要	名称
	概要
使用した方法	
視聴者数（概数）	

備考 報告者（報告者が法人その他の団体である場合は、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。